

午後四時一分開会

○参議院議長（伊達忠一君） 皆さん、御苦労さまでございます。お忙しいところ、こうしてお集まりをいただきまして、心から感謝申し上げますと思います。

この間、天皇の退位等についての立法府の対応について、各党・各会派の皆さん方には、本当に何度もお集まりをいただき、御議論をいただきました。ありがとうございます。

その御議論を踏まえて、四者において取りまとめをさせていただきました。

その内容につきまして、大島議長から御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議長（大島理森君） 改めて、今日までの全体会議、あるいは個別の各政党・会派の皆様方の真摯な御議論に、本当に心から感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、伊達議長からの今御指名にございましたように、お手元に配したものを私が読み上げさせていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ

1 はじめに―立法府の主体的な取組の必要性
「天皇の退位等」に関する問題を議論するに

当たって、各政党・各会派は、象徴天皇制を定める日本国憲法を基本として、国民代表機関たる立法府の主体的な取組が必要であるとの認識で一致し、我々四者に対し、「立法府の総意」をとりまとめるべく、御下命をいただいた。

2 今上天皇の「おことば」及び退位・皇位継承の安定性に関する共通認識

その上で、各政党・各会派におかれては、ともに真摯に議論を重ねていただき、その結果として、次の諸点については、共通認識となったところである。

① 昨年八月八日の今上天皇の「おことば」を重く受け止めていること。

② 今上天皇が、現行憲法にふさわしい象徴天皇の在り方として、積極的に国民の声に耳を傾け、思いに寄り添うことが必要であると考えて行ってこられた象徴としての行為は、国民の幅広い共感を受けていること。

このことを踏まえ、かつ、今上天皇が御高齢になられ、これまでのように御活動を行うことに困難を感じておられる状況において、上記の「おことば」以降、退位を認めることについて広く国民の理解が得られており、立法府としても、今上天皇が退位することができるよう

法措置を講ずること。

③ 上記②の象徴天皇の在り方を今後とも堅持していく上で、安定的な皇位継承が必要であり、政府においては、そのための方策について速やかに検討を加えるべきであること。

3 皇室典範の改正の必要性とその概要

(1) さらに、各政党・各会派においては、以上の共通認識を前提に、今回の天皇の退位及びこれに伴う皇位の継承に係る法整備に当たっては、憲法上の疑義が生ずることがないようにすべきであるとの観点から、皇室典範の改正が必要であるという点で一致したところである。

(2) その具体的な書き方については、「天皇の退位については皇室典範の本則に規定すべきである」との強い主張もあったが、我々四者としては、そのような主張の趣旨をも十分に踏まえながら、①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断すべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながる等等といった観点から、皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに

基づく退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。

具体的には、皇室典範の附則に、次のような趣旨の規定を置き、この下で特例法を定めるものとするのが考えられるのではないか。

四角の中を読ませていただきます。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第 号）は、この法律と一体をなすものである。

この規定により、①憲法第二条違反との疑義が払拭されること、②退位は例外的措置であること、③将来の天皇の退位の際の先例となり得ることが、明らかになるものと考えられる。

4 特例法の概要

特例法においては、以下のような趣旨の規定を置くことが適当ではないか。

(1) 今上天皇の退位に至る事情等に関する規

定に盛り込むべき事項

① 今上天皇の象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛

昨年八月八日の「おことば」は、国民の間で広く深い敬愛をもって受け止められていること。また、今上天皇は、在位二十八年余の間、象徴としての行為を大切にしてこられ、これに対する国民の幅広い共感を受けていること。

② 今上天皇・皇太子の現況等

今上天皇が高齢であること。皇太子は、今上天皇が即位された年齢を越え、長年、国事行為の臨時代行等を務めてこられたこと。

③ 今上天皇の「おことば」とその発表以降の退位に関する国民の理解と共感

今上天皇の退位については、従来のようにお務めを果たすことに困難を感じておられる状況において、昨年八月八日の「おことば」が発表されて以降、そのお気持ち幅広く国民に理解され、共感が形成されていること。立法府においても、その必要性が共通認識となっていること。今上天皇の退位とこれに伴う皇位継承に関する規定

※今上天皇の退位の時期の決定手続にお

ける皇室会議の関与の在り方については、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて結論を得るよう努力するものとする。

(3) 退位後の天皇の御身位、敬称、待遇等及び皇嗣に係る事項に関する特例規定

退位後の今上天皇の補佐体制その他の退位に伴う諸事項（宮内庁法、皇室経済法等）の法整備を含む。

※「退位した天皇の呼称など」「皇嗣の呼称など」及び「その他」に関する項目（別紙参照）については、上記の法整備に係る検討項目の中に含まれている。

別紙はお配りしております。

以上のような法形式をとることにより、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受け止め方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができることとなる一方、これが先例となつて、将来の天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得るものと考ええる。

5 安定的な皇位継承を確保するための方策についての検討及び国会報告について

安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府において、今般の「皇室典範の附則の改正」及び「特例法」の施行後速やかに検討すべきとの点において各政党・各会派の共通認識に至っていたが、その検討結果の国会報告の時期については、「明示することとは困難である」とする主張と「一年を目途とすべきである」とする主張があり、国会において法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて合意を得るよう努力していただきたい。

6 おわりに―政府に対する要請

各政党・各会派においては、いずれも「退位に係る立法措置は今国会で成立させるべき」との思いを共有している。

したがって、政府においては、以上に述べた「立法府の総意」を厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行うとともに、法律案の骨子を事前に各政党・各会派に説明しつつ、法律案の要綱が出来上がった段階において、当該要綱を「全体会議」に提示していただき、そこで確認を経た後、速やかに国会に提出することを強く求めるものである。

そして、別紙、これを皆様方のところに配付させていただいているところでございます。

これは、「一 皇室典範の関連規定」「二 皇室典範以外の法律の関連規定」ということで、項的に並べさせていただいたところでございます。以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

この取りまとめにつきましては、各政党・各会派の皆さん方、お持ち帰りをいただいで御検討をお願いしたい、こう思うわけでございます。

ここでどうしても発言をしておきたいということがございましたら承りたいと思えますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 正副議長におかれましては、取りまとめということでの御取り計らい、心から敬意と感謝を申し上げます。

二点指摘をさせていただきましたと思います。いただきましたこの取りまとめの二ページ目でございますが、この法律の、典範の附則に書くことによつて、特例法との関係性ということでありますが、ここでは、「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第 号）は、この

法律と一体をなすものである。」との記述でございりますが、「この法律の特例として天皇の退位について定める」までは一般論として書かれ、そして、それ以降の、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」ということで、これは法律名というように解されると存じます。

したがって、ここでは、「定める」の後にかぎ括弧、そして、（平成二十九年法律第〇〇号）の後ろにかぎ閉じるといふことを申し添えたいといふふうに思います。

もしそれが、法律名が定まっていないうことであるならば、例えば、（仮称）という形でも記述は可能かと思えます。

退位という言葉がいわゆる普通名詞として残るような形というのが、本来その関係性を明確に示すものではないか、このように存じます。

そして、二点目でございます。

これは四ページのところ、安定的な皇位継承を確保するための方策についての検討及び国会報告」であります。

ここに關しましては、私どもが主張をしてまいりました女性宮家の創設等について、この取り組みについての記述をしていただきましたことは心から感謝申し上げます。

しかし一方で、この「検討結果の国会報告の時

期については、「というところで、ここは、明示することは困難、一年を目途とすべきであるという両論の併記をいただきました。そして、その主張を受けて、今後国会での法案審議等を踏まえての協議、あるいは附帯決議に盛り込むなどの合意を得るよう努力していただきたいという、依頼事項という形で書かれております。

ここも、繰り返し主張で恐縮でございますが、平成三十年という一つの目途、陛下の御退位、こういうことが念頭に置かれるとするならば、現在の状況からいえば、一年というのは必須的に限られる時間としてこれは算出されるべきものだと思います。

したがって、これを、明示が困難ということとで国会に委ねるところよりも、やはり現実論として、この一年を目途ということについては、再度、この記述ということについては立法府として踏み込んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

私の方からは、以上二点でございます。

野田幹事長から前回のときにも御要請をさせていただきました。事前の説明や全体会議での適宜の確認ということについても六番で書きをいただきましたので、大変ここは感謝しておる次第でございます。

以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

○参議院議員（片山虎之助君） いいですか。

持ち帰りと言われましたよね、今、いつまでに持ち帰って、どういう意見を出すんですか。今みたいな、文章についてまで注文をつけていると切りがないですね。我々は初めて見ているんだから、いろいろ意見ありますよ、文章その他は。

○参議院議長（伊達忠一君） 原則、これは持ち帰っていただいて御検討いただくということ。

○参議院議員（片山虎之助君） いつまでにどうするんですか。

○参議院議長（伊達忠一君） 先般お話しさせていただきました。いただいたことは、十七日の金曜日に全体会議を開催させていただきたい。そのときに院内というお話をさせていただきましたが、実は、時間的には、ちよつと衆本のこともございまして明日早々に時間は連絡させていただきませんが、参議院公邸で行わせていただきたいというふうに思うわけでございます。そこまでの時間に検討していただければ、こう思っておりますので、一応紙を配らせていただきました。時刻は明日御連絡いたしますというところでございます。

○参議院議員（片山虎之助君） あした時間を言うということ。金曜日ですから、時間のめどをつけてもらった方がいいな。

○参議院議長（伊達忠一君） 今、衆本の関係が、ありますということなんです。

はい、どうぞ。

○参議院議員（玉城デニー君） この「取りまとめ了承」を見ると、十七日金曜日に、今、片山先生がおっしゃった、意見の聴取はこの日だということになるんですが、きょうこの場で一言述べさせていただくという機会はありませんでしょうか。よろしいですか。

○参議院議長（伊達忠一君） いいですよ。短くお願いします。

○参議院議員（玉城デニー君） 我々の見解を述べさせていただきたいと思いますが、ただいま示された議長案、取りまとめ案については、昨年八月八日の天皇陛下のお言葉をそんたくしていると、は言えずに、また、陛下のお言葉を受けた国民の総意に十分寄り添うものになっていないのではないかと考えます。

ですから、今後、開かれた会議の場を、議論の場を国会に設けて、女性宮家の創設を含む皇室典範の改正の議論を進め、今国会中に成案を得るよう努めるべきであるということはお伝えしておきたいと思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） はい、わかりました。

どうぞ、茂木さん。

○衆議院議員（茂木敏充君） 衆参の正副議長のもとで、四回にわたりましてこういった各党・各会派の代表の会議を持っていただきました。その都度、資料等もお整えをいただいて、そしてまた各党の意見についても私は正確に反映しながら議事を進めていただいたと、改めて正副議長の御尽力に感謝を申し上げる次第であります。

今、文書を大島議長の方から実際に全て読んでいただきました。個々の文言については、それぞれの政党、思いがある中でやってきたというのがこれまでのところでありますが、それぞれの会派の思い、一致点を見出す、こういう観点から御尽力いただいて、大変すばらしい取りまとめを行っていただいたと思っております。

第一回目の会議のときに、既に、この会議においては三月の中旬に取りまとめを行い、取りまとめが行われたらば、総理の方に正副議長の方が御報告をしたい、こういうスケジュール感を示されながらきょうに至っていると。

我が党としても、もちろんさまざまなお考えはありますが、そういう中で、我が党の思いも入れていただきました。また、各党・各会派の思いといえますか意見、こういったものも入れていただいて、そして、そういったものを取りまとめつつあったのが今回の取りまとめ案だ、このように拝見をしたところであります。

て、一言一句、一つ一つの言葉について、先ほど片山先生の方からありましたが、言い始めたら、それは、どこを直したいというのは全ての政党があると思います。しかし、これはいい形で私は全体の意見を反映させていただいたと。

そういった意味で、基本的に、もう一回確認をさせていただけますが、自民党としては、そういった御尽力も含め、また、そういった意見の集約も含め、異存はございません。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

○参議院議員（片山虎之助君） このとおりやったらどうですか。あした調整をして金曜日にまとめるなり。いいんじゃないですか。一々細かいことを言ったら切りがありませんので。これはよくまとまっていると思えますよ。

○参議院議長（伊達忠一君） そういう御案内をさせていただいたんですが。

はい、短く。

○衆議院議員（穀田恵二君） 御尽力に感謝したいと思えます。

そこで、前回のお話のときにありましたように、十七日の最終了承というまでに御意見をまたこの提示された中で伺いたいということがありましたので、その機会はそれとして、もちろん、その語句一つ一つについてどうしろこうしろという

意見は、最終はもちろん議長、副議長、正副四氏の中で取りまとめを行う、そういうことにはなっているわけですけれども、例えば、いろいろな問題について率直に意見を言わせていただくという機会はきちんと設けていただきたいと思います。

○参議院議長（伊達忠一君） わかりました。はい。

○参議院議員（松沢成文君） 無所属クラブですが、大変いい形にまとめたということですが、その方向を私たちがもつとするとところなんです、ちよつと勉強不足で、一つだけ大きな疑問があつて聞きたいんですけども、特例法の要件を定めましたよね。ただ、特例法は、皇室典範の附則にのつとつて一体のものだけでも、その都度その都度きちつと国会の意思を反映して法律をつくっていくというわけですよ。そうであれば、この特例法は時限性の法律ですよ。例えば、今上天皇の今回の件についてこういう特例法ができる、そうしたら三年後に、例えば、この特例法は無効になって、また次の退位の問題がもし起きたらつくり直すわけですよ。

ですから、そういう意味では、この特例法の条件の中に、時限性の法律だということを入れておかないといけないのかなという気がしたのが一点。済みません、もう一点だけ。

四ページのところの五の一番上の行なんですけれども、私ども、「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等」に含まれているとは思いますが、私どもは、天皇制の存続に関して、やはり男系男子の天皇家を継ぐべきだということでも、もしこれを具体的にやるのであれば、できれば、この女性宮家の創設やあるいは旧宮家の復帰などについて、あと、ここも入れていただかないと、これは天皇制を今後どうするかという根幹の大きなところなので、もし御配慮をいただけたらありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。ました。

どうぞ、中山先生。

○参議院議員（中山恭子君）　今、松沢議員からお話がありました。私も、四ページの五番のところ、「皇位継承を確保するための女性宮家の創設等」という、女性宮家の創設というものを例示するのであれば、やはり、そのもつと根本にあります旧宮家の復帰ということが並列として述べられないといけないと考えています。

申し上げるまでもありませんが、敗戦の後、GHQの圧力のもとで、十一宮家の皇籍離脱という形がとられました。その時点であっても、十一宮家が皇籍離脱をした場合には、将来、御皇室の継

承について懸念が当時からあったわけですが、承して、そのときに、旧宮家に対して、復帰の可能性ということも、当時、話があったはずだと思います。

そのあたりについても、もちろん、お調べいただいた後でもいいんですが、この問題を無視してしまうということは、歴史的に考えましても足りないと考えておりますので、この女性宮家の創設というのを例示するか、または、皇位継承の確保についてはと例示せずにいただくか、どちらかをお考えいただきたいと思っております。

よろしく願いました。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。ます。

はい、ありますか。

○参議院議員（又市征治君）　社民党の又市です。大筋、議長さん方でお取りまとめいただいたことには感謝したいと思えますし、私どもが申し上げたことが大筋入っている、このように理解をします。

そこで、一つ、この後の問題ですが、ここにも書かれておりますけれども、国会の中で法案としての論議をするということになってまいりますと、一体どこの委員会を想定されるのか。と同時に、せっかくここで十党会派の皆さんが集まりで意見を述べているんですが、具体的に、その中で公

式にやはり国会の審議としてそれぞれの党の意見を述べようとした場合に、少数会派が入れないという可能性がある。そのことの御配慮方を、衆参ともにぜひ議長さんよろしくお願いをしておきたい、こう思うわけでありまして、御注文です。

○衆議院議長（大島理森君）　お答えをしましうか。

○参議院議長（伊達忠一君）　はい。どうぞ願います。

○衆議院議長（大島理森君）　まず、自民党さんから本当にありがたいお言葉をいただいで、感謝しております。

民進党さんからの質問でございますが、第一に、二ページのところをちよつともう一回ごらんください。

私どもの思いとしては、この四角のところは、附則に全部このまま書いてほしいという思いで書きました。その上で、特例法の名称は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法という名称を使ってくださいと。ですから、馬淵先生がおっしゃられるように、本当はかぎ括弧なんかをつけなければわかりやすいんだと思いますが、私は法律的な整合性とかそういうのは余りわかりませんが、かぎ括弧をつけるというのは余りないんだそうでございます。そして、そのようにぜひ御理解いただきたい、このように思います。

それから、第二点の民進党さんの御主張はしかと受けとめつつも、総理に、こういう最後の御意見があったことはお伝えはしておきたい。しかし、あくまでも、今もお話がございましたが、やはりここは非常に大事なところでございますので、私も四者で結論を出すという状況には今はないと。ただ、これから、六番の「おわりに」に、各政党・各党派に個別に骨子を説明してくださいと。

そういう状況のところから、願わくは、私は、それぞれの実務者の方々のいろいろな協議をしながら、委員会が始まったら、また総理の御答弁等々もありながら、委員会において、合意できる点も、一つの立法府としての努力をしていただきたいということを書きましたので、そこを改めて、きょう主張されたことは、もし、あさって、御理解いただいた上で、総理に手交するときには、各政党の最後のお訴えはこういうことでしたということは別紙でつけようかと思っておる次第でございます。

それから、昔の官家を復帰させるとかそういう問題は、この「等」の中で読んでいただきたい。率直に申し上げて、今の御主張を明確に出されたのは中山さんのところと松沢さんのところでございます。それを総意としてここに書くというのはちょっと抵抗がございます。だから、

「等」の中に、そういうものもいざれ御議論いただきたいものだ、こういうふうな御理解をいただきたい、このように思っています。

○参議院議員（中山恭子君） 恐れ入ります。

書かないということについても。

○衆議院議長（大島理森君） 今の意見も、最後に総理に手交するときには、こういう意見があったことをつけて手交したいと思えます。

それからもう一つ、国会の委員会等については、今の時点から我々四者で、こうやれ、この委員会でもやれというふうなことはちょっと、やはりこれはまさに国会運営のマトリでございませう。

ただ、ここに参加した方々の少数意見も、どうやったら知恵を出して発言できるかということ、その運営の場で留意してほしいということは、最後には私も申し上げておきたいと思えます。今からどこどこ委員会でもやりなさいということは、ちょっとあれでございます。

それから、共産党さんから、質疑の場というか質問の場というのは、もし各党で今言ったようなことを、意見がございましたら、あした、いづれにしても、一日置いたのは、各党において、いわば、多分、皆さんが各党のいろいろな意見を背負ってここにきておられる。それを各党にお持ち帰りいただいて、ぜひ御理解をいただくと同時に、どうしてもこれだけは言っておきたいというのが

ありましたら、例えば、例えばですよ、私のところに持ってきたら、副議長のところ、この文面でこういうことを最後に言いたいんだということをお出しいただくことも一つの例だと思います。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、片山会長。

○参議院議員（片山虎之助君） これはもうオーブンにしてもいいんですか。

○衆議院議長（大島理森君） はい。結構です。

○参議院議員（片山虎之助君） 我が党のメンバーに、議員さん方に教えないと。報道が流れると、意見を聞かなくやいかぬ。

○衆議院議長（大島理森君） 当然です。そのために、あした一日を置くということにしております。

○参議院議員（片山虎之助君） わかりました。

○参議院議長（伊達忠一君） どうぞ、茂木政調会長。

○衆議院議員（茂木敏充君） この取りまとめ案につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

そして、それぞれ読ませていただきますと、すぐれて立法技術にかかわってくる問題が出てまいります。一つ一つの解釈であったり、恐らく、内

閣法制局もきちんと精査をした上で、また、ここに要旨というものを出されるということでありまして、この取りまとめのとおり、余り解釈を加えずにまとめていただきたいと思っております。

○衆議院議長（大島理森君） そのために、最後のところ、茂木政調会長に、「法律案の骨子を事前に各政党・各党派に説明しつつ、」と言ったのは、例えて申し上げますと、その実務として茂木政調会長あたりが中心になっていろいろなことをやっていたかどうか、そういうこともあり得るかもしれませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思えます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございますました。

はい、どうぞ。

○衆議院議員（北側一雄君） 念のための確認ですが、これは「議論の取りまとめ」という文章になっているんですが、きょうの段階では案ですか。

○衆議院議長（大島理森君） いいえ、これは四者の結論でございます。

○衆議院議員（北側一雄君） 結論ですか。

○衆議院議長（大島理森君） ええ。四者の結論として考えてください。

皆様方、各党持ち帰って、金曜日というときになって初めて全体の取りまとめというふうに考えております。

○参議院議長（伊達忠一君） どうもありがとうございます。

それでは、川端副議長、何かございませんか。

○衆議院副議長（川端達夫君） ございません。

○参議院議長（伊達忠一君） 郡司副議長、ございませんか。

○参議院副議長（郡司彰君） はい。

○参議院議長（伊達忠一君） そうしましたら、再度申し上げます。

三月十七日金曜日、全体会議、実は、院内と報告させていただきましたが、参議院議長公邸で行いたい、こう思います。

時間につきましては、衆議院の本会議のあれがまだ決まっていらないそうでございますので、決まり次第、あすの朝に時間は御報告をさせていただきたいと思えますので、ぜひ、十七日に向けて合意なされるように、ひとつ御努力をお願いいたします。

それでは、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○衆議院議長（大島理森君） どうぞよろしくお願いを申し上げます。

午後四時三十七分散会